

みんなで作ろう！私たちのまち

# 自治会加入促進の 手引き Q&A



新居浜市連合自治会・新居浜市

## はじめに

核家族化の進展や生活様式の多様化により地域のつながりは、ますます希薄化し、全国的に自治会の加入率は低迷しています。

新居浜市においても例外ではなく、年々低下する加入率になんとか歯止めをかけようと、新居浜市連合自治会でも加入促進小委員会を立ち上げ、様々な活動に取り組んできました。

各自治会においても、それぞれに工夫をされ、独自に未加入世帯への呼びかけ活動を行っているものの、自治会の必要性や加入するメリットなどを理解してもらえない、呼びかけの方法や手段が十分でないため、なかなかうまくいかず苦慮している、という声を多数聞いています。

自治会は、そこに暮らす住民同士の親睦、生活環境の維持改善、高齢者の見守りや子どもの安全対策等の様々な取り組みをしており、住みよいまちづくりを進める中で核となる存在です。東日本大震災以降、地域における防災意識がますます高まっていますが、地域力を上げるには、まず、自治会への加入者を増やすことです。加入者が増えれば、地域で抱える様々な課題等も地域全体の意見として、要求が受け入れられやすくなります。

この冊子では、自治会未加入世帯への加入呼びかけの際の基本的な方法や実践例、質問されると予想される内容等についてまとめましたので、参考にしていただき、各自治会において、自治会加入者の拡大に向けた取り組みを進めていただくことを願っております。

令和5年4月

新居浜市連合自治会  
新居浜市地域コミュニティ課

## 目 次

### 1 未加入世帯への加入促進の手順

(1) 未加入世帯の調査	2
(2) 役員の共通認識	2
①自治会活動の重要性	2
②加入促進の意義	3
③単位自治会、連合自治会等の役割	3
(3) 訪問時の説明資料の準備	3
(4) 訪問について	3

### 2 訪問時の手引き Q & A

(1) 一般的な未加入者の場合	5
(2) アパート等単身者、学生の場合	7

### 3 加入呼びかけの実施例や成功例

### 4 加入についての留意点

### 5 参考資料



# 自治会加入促進のために

## Ⅰ 自治会未加入世帯への加入促進の手順

### (1) 未加入世帯の調査

未加入世帯への加入促進に取り組む前に、まず、自分の自治会区域に未加入世帯がどれくらいいるのかを把握する必要があります。そのためには、ご自分の自治会の会員名簿を整理し、住宅地図と照らし合わせながら加入世帯数の確認をして下さい。

マンションやアパートの場合は、管理人やオーナーの協力を得て、調査することが大切です。

世帯数の多い自治会では、自治会長一人では、すべての未加入世帯を確認することは、かなり大変な作業です。班長・区長といった、各地区の役員の協力を得ながら加入世帯と未加入世帯を調査します。

### (2) 役員の共通認識

#### ①自治会活動の重要性

- ◆高齢者の孤独死や乳幼児の虐待、子ども達を巻き込んだ凶悪事件や自然災害の恐ろしさが報じられる中、改めて地域コミュニティのつながりが見直され、自治会に対する期待も高まっています。
- ◆そこに暮らす住民の知恵と力をなくしては、望むような方向での問題は解決できません。
- ◆加入率の低下、役員の高齢化など自治会は多くの問題を抱えていますが、住民組織に活力がなければ、より良いまちづくりや地域自治の発展はありません。
- ◆地域社会の再生は、行政の支援よりも、そこに暮らす住民が自分達のまちを良くしようとするために、自ら進んで提供する住民の工夫と献身的な活動による大きなものです。

## ②加入促進の意義

- ◆加入率が高ければ、地域住民すべての方に等しく生活に必要な情報（行政及び地区情報など）を得ることができ、連携強化が図られます。
- ◆会員になり地区の行事等に参加して、地域住民同士の顔見知りの関係を作っておくと、絆が深まり、精神的にも安定した生活ができます。
- ◆身近な問題や要望等は、自分一人で解決できないことが多く、自治会という組織で活動することにより、解決の糸口も見つかります。

## ③単位自治会、連合自治会等の役割

- ◆連合自治会では、未加入世帯に向けた加入促進月間を設け、行政と連携した市内全域での加入促進運動を展開しています。
- ◆単位自治会では、加入促進の事前準備、未加入者宅の訪問や申込み受付等の一連の活動を取り組みましょう。

## （３）訪問時の説明資料の準備

訪問先が決まったら、以下のような説明資料を準備しましょう。

- ・あいさつ文
- ・自治会の活動がわかる資料
- ・役員名簿
- ・自治会規約
- ・加入促進用チラシ
- ・加入申込書
- ・加入促進用グッズ            など

特に、自治会の年間の行事などがわかる資料は、説明するうえで役に立ちます。総会資料は難しいという意見もありますので、なるべくわかりやすく簡潔に表現した資料がいいでしょう。

## （４）訪問について

- ◆一人訪問は、相手に対して信頼度も希薄になり、難しい質問に対する対応にも苦慮しがちであるため、2～3人での訪問が適当です。

- ◆会長だけではなく、役員全員で取り組むことが、地区の実情や課題も熟知した話ができるため重要です。
- ◆訪問時間は、なるべく相手の応対可能な時間に合わせて訪問することが大切です。(夜遅くはなるべく訪問しない) 対応時間も、初回は5分程度の簡単な説明でとどめましょう。2回目以降は、初回訪問より1週間程度後に訪問し、初回の訪問で加入を拒否された場合も役員を替えるなど工夫して訪問してみましょう。

### ①転入者の場合

- ◆新規転入者は、自治会に入りたくても状況がわからないため、加入しないままの方もいます。居住開始後、**間を置かずに訪問することが大切です**。既居住者については、地区でのイベント等の開催にあわせて訪問するのもよいでしょう。

### ②マンションやアパートの場合

- ◆最近のマンションでは、玄関の防犯設備が厳しく建物内に入ることができない場合もあります。その場合は、マンション管理者（不動産会社等）から住民へ案内していただくなどの工夫も必要になります。
- ◆管理人や家主等にまず十分訪問の主旨を説明し、管理責任者から住民へ周知呼びかけをお願いすることで訪問がスムーズになります。
- ◆管理組合があるマンションなどの場合は、管理組合の総会などで説明をお願いする方法もあります。
- ◆入居者の中のリーダー的な方や知人を介して加入を呼びかけるのも効果があります。(例えばPTAの役員とか他団体の役員等を通じてみる)
- ◆建設中のマンション等の場合は、建設計画が発表された段階で早めに対応することが大切です。管理責任者等へ自治会の役割について説明し、「入居者は自治会に加入することを条件」などの協力をお願いしてみましょう。

## 2 訪問時の手引き Q & A

### 一般的な自治会未加入者の場合

**Q 1 加入すればどんなメリットがありますか？**

**回答例** 自治会で市政だよりを配布し、行政情報を提供しているほか、地域で作成する情報紙やチラシなども配布しているので各種の生活情報や身近なイベント情報が入手できます。また、道路・側溝・道路照明の改善など日常生活上の環境整備に係る問題等が自治会を通じて、的確に要望できるので安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。また、日頃の地域のつながりがあってこそ、地震や津波などの災害発生時にご近所の方々とスムーズに対応でき、安心です。

**Q 2 自治会に入らないといけないのですか？**

**回答例** 自治会加入の強制はできませんが、自治会では道路の防犯灯の設置やごみステーションを設置し管理しています。防災・防犯、ごみなど、生活に密着した問題には隣近所や自治会の助け合いが必要となるのでぜひ加入して下さい。

**Q 3 新居浜市には自治会はいくつありますか？**

**回答例** 令和5年1月末現在で300の単位自治会があります。

**Q 4 自治会の地域は、何を基準に区切られているのですか？**

**回答例** 特に明確な基準はありませんが、町別、丁番別、大きな道路や川を境にするなど、一定の区域に住所を有する方々で結成されており、地域の広さも戸数も様々です。マンションやアパートごとに自治会を組織している場合もあります。

**Q 5 自治会とはなんですか？**

**回答例** 一定の区域の同じ地域に住むことになった人たちが、相互の親睦を図りながら、環境美化のための草刈りやごみステーションの維持管理や防犯のためのパトロール、防犯灯設置、維持管理など、様々な活動を行うことで、地域住民一人ひとりの豊かな暮らしを支え、自分達の地域を住みよいまちにしていくための自主的な団体です。

**Q 6 自治会と市役所は関係ないのですか？**

**回答例** 市役所からは、市政だよりの配布やごみカレンダーの配布、放送や回覧の依頼などで行政の事業にも協力しています。市とは別の地域住民組織として自主的に結成して運営している団体です。

**Q 7 税金を払っているのに、市が地域のことはしてくれるのでは？**

**回答例** 住民のニーズが多様化してきたことや家庭や地域での新たな問題が多くなってきたことで、行政だけでの対応は難しくなってきました。そこで、自治会と行政の役割を分担しながら地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となり取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは東日本大震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。地域住民が自分達のことは、自らが考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると思っています。

**Q 8 個人情報安全に管理されているのですか？**

**回答例** みなさんから提供頂いた情報は、自治会で定めた目的にしか利用はしません。また、頂いた個人情報は、きちんと保管してありますのでご安心ください。※自治会内で個人情報の取扱についての、文書化が必要

**Q 9 自治会の会費は月いくらですか？**

**回答例** 自治会費は、1か月〇〇〇円で、毎年総会で事業や予算の承認を得て使っています。(募金がある場合は、募金の内容も)たとえば、防犯灯の設置や維持管理費、清掃、お祭り、敬老会など地域が主体的に行う自治会活動にかかる費用として支出しています。

**Q 10 収入が少ないため、自治会費が支払えないのですが。**

**回答例** 一度、役員会等で協議しまして、後日回答します。  
または、役員会等で協議して、区分別を導入することも検討します。(半額にするとか、免除制度を設けるなど)

**Q 11 自治会には会費以外の収入はありますか？**

**回答例** 防犯灯の設置などに係る補助金や市政だよりの配布に対する交付金など、活動内容に応じて市や連合自治会からの助成金があります。



**Q12 自治会とは、具体的にどんなことをしていますか？**

**回答例** 防犯灯の維持・管理、ごみステーションの維持・管理、草刈りや環境美化整備、イベントの開催、広報活動、自主防災組織の結成など住民がよりよく快適に生活できるように独自の活動も行っています。

**Q13 地域での犯罪なども心配ですが、何か自治会で取り組みを行っているのでしょうか？**

**回答例** 安全パトロールなど、見回り活動も行っています。また、夜間等の防犯のために自治会で防犯灯を設置して管理しています。

**Q14 自治会には加入していませんが、行事に参加してもいいのですか？**

**回答例** 自治会行事は、自治会費によって行っており、会員の方が対象ですが、一度参加して頂くことは自治会員とも親しくなれますし、交流を広げていく、という意味でもいいと思います。参加頂き、自治会の取り組みをご理解頂ければ、ぜひ加入を検討して頂きますようお願いいたします。

**Q15 高齢者で身体が不自由なために、自治会役員ができないのですが。**

**回答例** 一度、役員会等で協議しまして、後日回答します。  
または、役員会等で協議して、役員免除等の制度を導入することも検討します。

### **アパート等居住者（単身・学生）の場合**

**Q1 学生のため、（転勤者のため）ここにはあまり長くは住まないのですが。**

**回答例** 自治会で設置している防犯灯は、安全の確保につながり、ごみステーションの管理や清掃活動は、住みよい生活につながるなど、自治会活動は気付かないところでみなさんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁で〇〇町に住むことになったのですから、自治会に加入して仲良くやっていきませんか。（会費が区分別の場合）会費については、区分会費を設けていますから、一般の方よりも低額で加入できます。

**Q 2** 単身で帰りも遅く、留守をしがちのため役員にはなれないのですが。

**回答例** みなさんお忙しいので、半年ごとの持ち回りにしています。

**回答例** 休日の行事のお手伝いだけの参加でもかまいません。

**Q 3** 年間を通じていろいろ行事があつて、大変なのは？

**回答例** 交流・親睦のためには、ぜひ休日に参加して頂きたいと思います。基本的には強制ではありませんし、ご都合に合わせて参加してもらえればと思います。

★市外から新居浜市へ転入してきた方については、転入届を提出の際に市民課の窓口で、自治会加入促進のチラシ、促進用グッズの配布を行っています。

★このQ&Aは、あくまでも一般的な内容になっています。各地域の実態にあわせた内容でご利用下さい。



### 3 加入呼びかけの実施例や成功例について

#### ◆事例 1

未加入者への勧誘で、一番困るのがマンション・アパートです。私達の地区でもマンションの自治会への加入は非常に低く、なんとか加入してもらえようといういろいろと考えています。マンションやアパートは入退居が激しく、個人での加入は難しいため、管理組合へお願いして、マンションとして10戸口で加入してもらうようお願いしました。自治会が維持・管理しているごみステーションの問題や防犯灯などについても説明し、太鼓にかかる費用などは、いっさい頂かず、自治会費のみ10戸分もらうという条件で加入の理解を得られました。その代わりに、自治会が管理しているごみステーションの使用は認めます、ということにしています。

#### ◆事例 2

マンションは、完成してからでは遅いです。建築が決まった時点で、オーナーや開発業者と連絡を取り、自治会への加入をお願いすることです。また、自治会費については、管理組合から直接振り込んでもらうよう、手続きをお願いしています。そうすることで、新しくできたマンションも加入してもらえようになりました。ただ、すでに建築されているマンションやアパートの入居者を自治会へ加入させる方法は、今のところなかなか見つからないのが現状です。

#### ◆事例 3

未加入者と加入者を全戸調べて、自治会への加入世帯と未加入世帯をきちんと区別した地図を作りました。その内、未加入世帯にのみ全戸独自に作成した加入促進のパンフレットを配布しました。パンフレットの配布のみでは、すぐに効果は出ないのですが、何もしていないよりも、できることから、という考えで、今後も地道に未加入者への声かけを続けていくつもりです。

#### ◆事例 4

私の地区では、新築の住宅が出来た時には、必ず加入の呼びかけに行っています。また、ごみステーションについても清掃当番を決めて、自治会未加入者でも清掃当番に入る場合は、ごみステーションの利用を認めています。

## ◆事例5

新しく、転入してこられた方には、日を空けず、即加入の声かけを行っています。そうすることで、自治会には加入することが当然だ、という意識になってくれるようです。日が空いてしまうと、加入が難しくなることが多いようです。

実際に未加入世帯に対しての声かけで実施している事例を、各校区の会長さんにお聞きしました。

どこの校区でも、マンションやアパートの住民の自治会加入には大変苦勞されているようです。

災害時など、いざという時には普段からの住民同士の繋がりが重要です。迫りくる南海トラフ地震に備えた防災訓練を通じ、自治会内の繋がりをより一層強化しましょう。また、子どもを狙った凶悪犯罪を防ぐ、通学路での見守り活動なども重要な自治会活動です。

すぐに効果は期待できませんが、地道な活動を継続することにより地域コミュニティの大切さを理解してもらえらるはずで

す。

各地域における加入促進活動の参考にして下さい。



## 4 加入についての留意点

### ① 会費の区分別の導入について

- ◆ 高齢者や学生等の単身世帯、または長期入院者などについては、会費を半額にするなどの軽減措置の導入を検討し、加入しやすいように工夫することも必要です。
- ◆ 太鼓割等の、実質的な自治会費以外の会費についても、区分別や免除の制度なども検討し、住民全員が納得し、広く加入しやすい工夫が必要です。

### ② 未加入世帯への加入促進の決め手

- ◆ 新規加入者を一人でも多くしたい、という強い熱意が会長同様、他の役員にもあるかどうか、全役員に共通して理解を求めることが大切です。
- ◆ 会費だけ払えばいいのではなく、自分の意思で加入してもらい、積極的に行事にも参加してもらえよう、地域のつながりが重要だという熱意をもってお願いすることが大切です。
- ◆ マンションやアパートの新規加入者は、急激に増えることはあり得ません。地道に加入促進をおこなうことが大切です。
- ◆ 新規加入者は、地域に慣れて溶け込むまでに時間がかかります。役員などが加入した方の支援を怠らないように、時々声をかけるなどの加入後のフォローも忘れずに。
- ◆ この手引きは、あくまで一般的な事例を想定しての内容です。自分の自治会の実態に即した説得力のある資料などを準備して、計画的に加入促進に努めましょう。



あいさつ状（例）

年 月 日

新規転入された皆さんへ

〇〇〇自治会  
会長 ○ ○ ○ ○

ご あ い さ つ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、〇〇〇町内にご転入されたことに対し、〇〇〇自治会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇〇自治会は、現在〇〇世帯が加入しており、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、〇〇〇自治会活動報告をお届けしますので、ご一読ください。

次のとおり、諸連絡をするとともに、自治会加入へのご理解とご協力をお願いいたします。

☆ あなたの所属する班は、 班で、

☆ 班長（区長）は現在 さん（Tel ）です。

いろいろご不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長（区長）さんを経由して自治会役員にお申し出ください。

## 安心安全な住みよいまちを一緒につくりませんか！

自治会は、地域の住民がつくる自治組織です。様々な活動を通じて、安心・安全で、快適に暮らせる住みよいまちづくりに取り組んでいます。

### 〇〇〇自治会はこんな活動をしています！

#### ●情報の伝達

身近な町内の情報や、生活に欠かせない市からの情報などを、放送したり回覧板などでお知らせしています。

#### ●親睦行事の開催

住民同士が交流し、楽しむ機会をつくるため、夏祭りや運動会、敬老会などの行事を開催しています。

#### ●防犯・防災活動

町内への防犯灯の設置や維持管理、いつ起きるかわからない災害に備えた防災用具の整備等を行っています。

#### ●生活環境の向上のための活動

清潔で快適なまちづくりのため、道路や公園・河川などの清掃も行っています。

#### ●地域の課題への対応

地域の課題について、みんなで考え必要に応じて、行政などへ要望し、解決に努めています。

このほかにも、老人クラブや子どもの登下校の見守り、子ども会など、地域で活動する各種の団体と連携・協力して、福祉や子育て支援、青少年健全育成に取り組んでいます。

☆自治会費は年間で〇〇円です。

☆1か月に〇回ごみステーションの当番があります。

### 問い合わせは、

自治会名

会長

班長

連絡先

連絡先

新居浜市連合自治会では毎年3月を「自治会加入促進月間」として、大型店舗で自治会加入を呼び掛ける自治会加入促進キャンペーンの実施など、様々な加入促進活動を行っています！  
詳しくは新居浜市連合自治会のホームページをご覧ください♪



## 自治会加入促進の手引き Q&A

新居浜市連合自治会

新居浜市市民環境部地域コミュニティ課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1218 FAX 0897-65-1255

E-mail [chiiki@city.niihama.lg.jp](mailto:chiiki@city.niihama.lg.jp)